

## 産業建設委員会会議録

1 日 時 令和6年2月8日(木曜日)

開会 午前 9時57分

閉会 午前11時50分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	三上 周治	副委員長	小西 利一
	委員	太田 善介	委員	荒木 将之介
	委員	深見 昌宏	委員	小川 進一
	委員	加藤 保博		

(欠席) なし

(その他出席者) なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村 佳子	同次長	宇野 裕
同議事係主査	小野 達司		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島 邦夫	政策監	難波 敏文
総合政策部長	梅田 政徳		
産業部長	西川 茂		
環境水道部長	三宅 伸明	上水道課長	浅野 竜治
上水道課主幹	安原 和行	下水道課長	木村 勝彦
下水道課主幹	岡崎 一	環境課長	国府 英三

6 調査事項及び報告事項その結果

報告事項

- (1) 総社市一般廃棄物処理基本計画(案)について
- (2) 地域猫活動団体支援事業について
- (3) 上水道事業の現状と今後の見通しについて

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

開会 午前9時57分

○委員長（三上周治君） ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、報告事項の（1）、総社市一般廃棄物処理基本計画（案）について、当局の報告を願います。

環境課長。

○環境課長（国府英三君） おはようございます。

ただいまから総社市一般廃棄物処理基本計画（案）について御説明申し上げます。

説明につきましては、総社市一般廃棄物処理基本計画（案）概要版のほうでさせていただきます。

資料の3ページをお開きください。

まず、1、計画の概要の(1)計画策定の趣旨についてでございます。

この一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画を定めるもので、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の二つから成っております。

ごみ処理基本計画につきましては、市が計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの発生抑制及びごみの排出から最終処分に至るまでの適正処理を進めるために必要な基本事項を定めるものでございます。

生活排水処理基本計画につきましては、市が計画的に生活排水処理対策を行うため、し尿や生活雑排水といった生活排水をどのように処理していくか、また生活排水処理の過程で発生した汚泥の処理方法をどのようにするかなど、生活排水処理に係る基本方針を定めるものでございます。

なお、昨年のクリーンライフ100構想は、岡山県全体において汚水処理施設を整備する方法について、集合処理か個別処理かを選定するための基本法構想であり、この基本構想に基づき下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を行っております。

計画に当たっては国の指針が示されており、指針に沿って計画の策定作業を行っております。

(2)の計画の位置づけでございますが、本計画は第2次総社市総合計画や総社市環境基本計画の下位に位置づけをしています。

(3)の計画の目標年次ですが、平成21年度に策定した既定計画が令和5年度に計画目標年次を迎えますので、令和6年度から15年間を計画期間といたしております。

次に、2、ごみ処理基本計画、(1)ごみ処理状況の把握についてでございますが、本市のごみ発生量の推移をグラフにまとめております。

家庭系のごみが桃色、事業系のごみが青色、瓦礫類が茶色で表記しております。平成30年の豪雨災害やコロナ禍の影響で一時的にごみが増加しましたが、近年は減少傾向を示しております。

次に、4ページを御覧ください。

(2) ごみ排出量の将来見込みと目標設定を行っております。

家庭系排出量ですが、1人1日当たりをグラフで示しておりますが、令和4年度で508.8gの実績です。中間目標年次の令和12年度には510.3gと予測されますので、生ごみの減量や資源ごみの分別設定によりまして490gに抑制する目標設定といたしております。

また、事業系ごみ排出量は、事業所の数や従業員の増加に伴って将来推計量が増加傾向になっております。資源化や減量化の指導等によりまして、搬入ごみ量を現状以下に抑制してまいります。

次に、(3)ごみ処理の課題についてまとめております。

ごみ処理の課題につきましては、国が示している指針に沿ってごみ排出の種類やごみの排出量の分析結果に基づきまして、ごみの排出量や収集体制、ごみ処理体制、ごみ処理の経費などについてまとめております。

主なものについて御説明いたします。

①のごみの排出量については、各種の取組によりごみの抑制が図れておりますが、ごみの性状調査では分別や資源化について改善の余地がありました。

飛ばしまして、⑤中間処理体制につきましては、吉備路クリーンセンターの処理能力で今後も十分対応できると考えております。今後は資源化の推進に向けて有効な処理体制を検討する必要があります。

⑥の最終処分体制は、ごみの排出適正などにより計画埋立期間の延伸が見込める状況です。

最後に、⑧ごみ処理経費につきましては、本市のごみ処理及び維持管理費は他市より低い水準を保っております。しかし、資源循環対策などの取組によっては負担が大きく増加することが予測されます。

次に、隣の5ページを御覧ください。

(4) 基本理念と基本方針についてでございます。

ごみの減量、資源化を推進し、環境負荷を軽減した持続可能な循環型社会の形成を目指すため、基本理念と基本方針を掲げております。

基本方針に沿って行政、市民、事業者が協働してごみの排出抑制やリユース、リデュースの推進を図ってまいります。ごみの排出抑制の目標が達成できるよう、既定の計画で取り組んできたことをさらにごみの減量化や資源化に取り組んでまいります。また、あわせて循環資源のリユースやリサイクルの推進を行ってまいります。ごみの適正処理の確保や環境負荷を低減するごみ処理システムの構築にも取り組んでまいります。

続きまして、3、生活排水処理基本計画について御説明いたしますので、6ページを御覧ください。

(1)生活排水処理の現状についてですが、左側が本市の処理形態別人口の推移をグラフにまとめております。

下水道等により生活排水が処理されている汚水衛生処理人口が黄緑色、それ以外をオレンジ色で表記しており、汚水衛生処理人口が増加傾向であり、また右側が本市のし尿等の排出量の推移をグラフにまとめており、浄化槽汚泥が青色、し尿が赤色で表記しており、全体的に排水量は年々減少傾向になっております。

(2)生活排水処理の基本理念と基本方針についてでございますが、基本理念である水環境の保全と健全で快適な生活環境を次世代に引き継ぐため、基本方針を掲げております。

下水道整備を行うとともに、し尿くみ取り世帯及び単独処理浄化槽から公共下水道や合併処理浄化槽への転換を図るとともに、既存の汚水処理施設につきましては改修、改善を努めてまいります。

生活排水処理基本計画の説明は以上でございます。

最後になりましたが、この総社市一般廃棄物処理基本計画（案）につきましては、令和6年1月17日に開催されました総社市廃棄物減量等推進審議会に諮問しております。

また、今後、パブリックコメントを実施いたしました後に、3月下旬をめどにまとめを行う予定でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 説明ありがとうございます。

まずは、4ページの事業系ごみの排出量の冒頭の事業所数や従業者数の増加というところなんですけれども、人口は今後減少傾向にあると思うんですが、事業所数や従業者数は実際に増えていくのか。この増えていくという根拠、これが実際に増えるかどうかによってはまた目標値も変わってくると思いますので、説明をよろしくお願いします。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 委員御質問の事業系ごみの排出量の今後の見込みですが、まず平成20年と平成30年、最新の統計によります事業所数の総社市内の推移でございますが、この10年間で事業所が市内で144事業所増えておりまして、これに伴い従業員数は約500名ほど増加しております。

基本的に企業誘致などで事業所が今後も増加傾向を示すだろうと思っておりますので、この事業系のごみの排出についても増加が見込まれると考えております。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） この10年は人口が増えましたので。ただ、確かに総社市はこれから人口を増やそうという話なんですけれども、先日総務生活委員会で、国立社会保障・人口問題研究所の統計発表によると、ここのグラフにはないところですけど、令和32年には総社市の人口も6万

1,585人くらいになるんじゃないかということで、ここからは人口増を目指すと言いつつも、客観的なもので言うともう下がるということになってますので、ここ10年とそこから先はまた変わってくると思います。ですから、そのあたりも加味してプランを考えていただけたらと思います。

次に、同じページの4ページのごみ処理の課題の中の③番、ごみ集積所の話なんですけれども、ごみ集積所数が増加傾向ですというふうにあります、この増加している理由なんかが分かりましたら教えてください。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 市内のごみの集積所の数の増加原因でございますが、新たな開発、小規模の開発等に伴う新たなごみ集積所の設置などによりまして、集積箇所が増加しております。市内で今、集積箇所が全体で1,000箇所ほどございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 人口が増えてきてきましたので、当然集積所も増えてはきていたと思います。その後に、効率化を検討する必要があるというふうにありますので、このあたりは恐らくそういうのを集約するとかということも含まれていると思いますので、先ほどにつながるんですけど、人口が減少していく中でこのあたりもしっかりと御検討いただければと思います。

同じページの7番、広域処理の中に、今後施設の更新を行う場合には広域化の再編も想定されるというふうにあるんですけども、広域化の再編というのは何か今そういう話があるのか疑問に思いましたので、説明のほうをお願いします。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 広域化の検討の状況ですが、資料の一般廃棄物処理基本計画、冊子の18ページにございますが、岡山県が第5次の岡山県廃棄物処理計画というのを策定しておりまして、この中で広域化の検討を行っております。総社市は倉敷ブロックということで、倉敷、早島、総社市の中で広域化を進めていこうというような計画がございます。

しかしながら、現在総社市は倉敷市の一部、真備町地区と広域連合で処理を行っております。現在、吉備路クリーンセンターにつきましては基幹改良工事、今年度いっぱい終了しますが、これによりまして今後15年間既存の施設を使っていくという計画になっておりますので、この中でごみ処理を行っていこうと考えております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありますか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） 計画は今見させていただきました。家庭用にしても事業系にしてもごみの排出を減らしていこうという計画ですが、荒木委員によると、今後人口は減るであろうという想定、ただ施策としては人口を増やしていこうという中で、ごみを出す側に対してどういう周知、広

報を今後していくのか具体的なことがあれば教えてください。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 具体的なごみの減量の周知の方法ということでございますが、実際にごみの中をいろいろ調査をしてみますと、やはり分別のできてないごみ、それから生ごみなどでまだ水分をしっかりと切れればごみの量が減る、それからリサイクルに回せるようなものが燃えるごみとして出されてるといような現状もありますので、こういったあたりはしっかりと地区ごとの周知なり、それから今現在もやっておりますが、やはり学校、小学生を対象としたごみの分別の教室などをやりながら、しっかりさらに分別ができるように周知のほうを図っていきたいと考えております。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 事業者も増えていっている中で、そういったところに対しても同じようなことを周知していく。出す側のほうを押さえていかないと駄目だと私は個人的には思っているんで、幾ら行政側がこういう整備をしていっても、なかなかそういったところが一番周知できていないところではないのかなというふうに思っているんで、事業者側に対しても同じようなことを周知していかれますか。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 事業系ごみの排出ですが、ここ10年ぐらいで随分と排出量が増えて、その中身というものがやはり食品工場が市内に多くできましたので、それに伴うごみの排出が非常に増えてきたところで、このあたりにつきましては各事業所とも話を重ねながら、どういった減量の方法が可能なのか、もしくはリサイクルが可能なのかというあたりも話をしていきたいと考えております。指導を行っていきたいと思います。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） 循環資源のリユース、リサイクルの推進ということで、リサイクルのことは分かるんですけど、リユースについては、まだまだ使用可能なものを多く捨てられる人も結構いらっちゃって、いつか視察に行ったときには、吉備路クリーンセンターの横にまだまだ使える物を安く提供する場所をこしらえていたり、以前総社市も市のその前で、要らない物を出された人、まだ利用できるから抽選してお分けするようなこともイベントとしてやったことも何回かあったと思うんです。

だから、リユースとしてまだまだ使えるものをそのまま処分して廃棄するんじゃなくて、使える人がいるんだったらその人に使ってもらえたらごみも減るんじゃないかというふうな思いもあるんですけど、そういうことをやっていく気はないですか。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 循環型社会の実現に向けては、やはりリユース、リサイクルのあたりをしっかりと取り組んでいかないといけないと考えております。

リユースについては今市が主体で、繰り返し使える、例えばフリーマーケットの推進だとかというようなことを、具体的に取り組んでるわけではないんですが、イベントでこういった取組についてもリユースがしっかり広がるように検討してまいりたいと考えております。

○委員長（三上周治君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） すみません、度々失礼します。

5ページなんですけれども、そのリユース、リサイクルの中の主な施策の二つ目のほうの雑紙回収などの古紙回収量が減少傾向にあるんで、回収量の増加を図っていくということなんですけれども、そもそも雑紙や古紙が出ていないという状況であれば、無理に増やすことはないと思うんですけども、減っているというのがそもそもごみが出ていないのか、それとも普通のごみの中に混ぜて捨てられているのか、このあたりの分析ができているのかどうかをお聞きします。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 雑紙の回収状況ですが、ここ四、五年の状況を見ますと1割ぐらい、5年前と比較して回収量のほうは減っております。

ただ、コロナ禍でのここ二、三年については減少傾向に少しとどまったかなというような分析はしてまして、総じてみると減少傾向ではあるんですけど、災害、それからコロナ禍という特別な要因を除くと横ばい状況なんだろうと思います。

それと、実際にそのごみの中身を見てみると、やはりまだまだ分別がされてない部分もありますので、こういったあたりはしっかり雑紙の回収に回せるものは回していただけるように、市民の方に広報などを通じて周知のほうをやっていきたいと考えております。

○委員長（三上周治君） いいですか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） はい、説明を受けました。まだあるということであれば、しっかりと回収のほうをお願いいたします。

議会もそうですけどペーパーレスが進んでいたりとか、あと民間の回収業者が今市内にもありますけど、そういうところもあるので減っているのかなと感じたので、分別がまだ不十分なところがあるというのであれば、またそこら辺の啓蒙啓発をしっかりとやっていただけたらと思います。

別の話になるんですけれども、6ページの生活排水処理について、今単独処理浄化槽とかし尿くみ取りから公共下水道と合併処理浄化槽に転換を図っているというところなんですけど、この合併処理浄化槽というのが普及が始まったのが1970年頃からと言われてまして、一番早いところであれば

50年を超えている。総社市においてはどうか分からないんですけども。当然耐用年数があるもの  
ですから、公共下水道であれば当然市のほうが整備を進めていくんですけども、合併処理浄化槽  
になると個人にお願いするということになりますので、このあたりが耐用年数を過ぎてしまうと、  
今までせっかく上がってきた数字が令和4年度93.8%だったものがまた下がってくるとかというこ  
とも起こりかねないので、このあたりの継続して合併処理浄化槽を使っていたらいいような方策の  
ようなものがありますでしょうか。

○委員長（三上周治君） 下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） 合併処理浄化槽は、浄化槽自体の耐用年数というのは附属している  
部品とかは10年、15年とかで交換が必要な場合もあるんですが、躯体というか浄化槽自体は場合  
によっては40年とかもつようなものでございます。ある程度、一定期間で老朽化等が進んだものにつ  
いて、かつては市のほうでも補助が出たんですが今補助制度は埋め替えの場合はございませ  
んで、補修をしながら対応させていただくというところで、今制度としてはございませ  
ん。

以上です。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 躯体のほうは確かに普及が始まった頃から早いところなら50年以上たっ  
ても使えているという報告もあるようなので大丈夫なんですけど、これから、これはできた当初は  
埋め替えが20年とかと言ってたのが30年とかだんだん耐用年数が落ちてきているらしいんですけ  
ど、それは実際使えているからということなんですけど、これはいつどうなるかというのが、恐ら  
く未知の領域だと思うんです。なので、そのときに今まで使われていた方が汚水をそのまま垂れ流  
すとか、もう入れ替えるのは大変だから少々漏れとってまあええわというようなことにならないよ  
うに市として考えていかなきゃならないと思いますので、そのあたりも今後の施策の中に盛り込ん  
でいただけるようによろしく願いいたします。答弁は結構です。

○委員長（三上周治君） 答弁いいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） すみません、生ごみ削減についてなんですけども、今年度はコンポストと  
かの交付金みたいなのがあったっぽいんですけど、これは来年度も続けていかれる予定でしょ  
うか。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 生ごみ処理機購入の助成につきましては、令和6年度以降も続けてい  
きたいと考えております。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項の（２）、地域猫活動団体支援事業について、当局の報告を願います。

環境課長。

○環境課長（国府英三君） 地域猫活動団体支援事業について御説明を申し上げますので、7ページの資料2を御覧ください。

1、地域猫活動団体への支援目的についてですが、総社市内の多くの地域で飼い主のいない猫が原因とする生活環境被害、ふん尿被害や鳴き声、ごみをあさるなどの被害がございますが、この解決が課題となっております。この課題を解決する方法の一つとして、地域猫活動が行われております。

地域猫活動とは地域住民が主体となり、地域の理解の下、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を行い、猫が命を全うするまでその地域で餌のやり方やふんの始末などに関するルールを定めて適切に管理する活動のことをいいます。

岡山県においても地域猫の不妊・去勢手術を行っておりますが、地域猫活動を行う上で団体の資金的な問題や活動に対する地域の理解など様々な課題がございます。こうしたことから、飼い主のいない猫を原因とする生活環境被害やトラブルを減らすことを目的に、地域猫活動に取り組む団体を支援することを今後考えております。

次に、2、総社市内の地域猫活動団体についてですが、令和5年10月1日現在で、岡山県愛護センターに登録されている団体数は20団体ございます。また、地域猫の数は326匹でございます。

最後に、3、地域猫活動団体への支援事業の内容についてでございます。

(1)の情報交換の開催についてですが、令和5年度は二度実施いたしております。この情報交換の場において、各地域猫活動団体の情報共有であったり、岡山県動物愛護センターや獣医師会との連携の場として話し合いを行っております。

(2)の活動の支援についてでございますが、地域猫活動団体との情報交換の場において特に要望が多く上がった二つの活動支援について、今後実施していきたいと考えております。①の助成金の交付と②の保護器の貸与についてでございますが、助成金については活動団体において金銭的負担が大きいことから、助成金の交付を検討いたしております。また、保護器については、不妊や去勢手術を行うために必要なことから、貸与を検討しております。

(3)の地域猫活動に関する啓発活動についてですが、啓発資材、主に看板等の支給や地域猫活動団体の広報の実施、また岡山県への登録手続の事務補助を考えております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○委員長（三上周治君） 質疑に入る前に、私より申し上げます。

本支援事業については、2月議会に提案される予定になっておりますので、金額など細かいことは事前審査となりますので、2月議会においてお願いします。

質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 地域猫ですけども、住民の方から結構猫の苦情というのがありまして、その辺との折り合いのつけ方はどうされていますか。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 飼い主のいない猫の苦情なんですけど、昨今非常にケースも増えておりまして、環境課のほうで対応してるんですけど、基本的に地域猫に関する事務というのが岡山県のほうで執られているんですけど、岡山市で1箇所しか愛護センターがないものですから、地域の苦情ということで県が対応できない部分に関しては、環境課の窓口のほうで相談、対応等を行っております。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） 対応というと、例えば集中的に集まっているところを減らしてしまうとかそういうことでしょうか。

苦情というのが、よく聞くのが布団とか車にすごい足跡がついてしまうとか、臭いもそうなんですけども、実際に住んでおられる方の苦情との折り合いのつけ方というところを教えてくださいませんか。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 今回は地域猫ということでこの報告をさせていただいてるんですけど、太田委員おっしゃられるように、猫の苦情は様々ございまして、飼い主がいれば野良猫のような場合もあります。例えばふんに対する苦情とか車の上に猫が上がって困るとかというような苦情もあるんですけど、飼い主のいる猫に関してはなかなか市としても対応はできないんで、話を聞いて何か市のほうでできるようなことがあるのであれば、あくまでも当事者同士の話で解決しないといけないうことに関してはそれとして対応いただいております。今回飼い主のいない猫で、最近、餌を与えて困っている、それからたくさん猫を飼って、飼い主のいない猫を飼い集めて苦情が出るというのが出ていますが、これについては猫のことなので非常に個体数が増えてまいりますので、そういった生活環境の苦情にならないように、今回地域猫の事業として取組をしようと考えております。

そこについては、地域猫ということになりますので、こういった活動の方法があつてこういう対処の仕方がありますということを具体的に説明しながら、苦情を言われてる方もしくはその世話をしている方について対応させていただく、話をさせていただいております。ですから、具体的に言いますと、去勢手術をしてこれ以上個体数が増えないようにしましょうねとかというような話をしています。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） ということは、個体数を強制的に減らしたりとかそういうことは特にせず

に、取りあえず今生きている野良猫であろうとなんでであろうと、地域猫として登録されている部分に関してはそのまま温存して世話をしていく形なんでしょうか。

もう一個聞きたいのが、逆に被害に遭ってる方のほうに何かしら、どんな方法があるか知らないですけど、例えばペットボトルとか猫よけの水をつけたりとかしているじゃないですか。ああいうところに助成とかが入ったりする予定とかはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 被害を受けられている方への、例えば猫が寄らないような音が出るような機械などに市が助成するというようなことは考えておりません。あくまでもボランティア活動として、この地域猫の活動されてることに対して支援をしていこうというような考え方です。

○委員長（三上周治君） 課長、二つ質問、もう一個。今の猫が減るのか減らないのかみたいなことを聞かれた。

環境課長。

○環境課長（国府英三君） 市が直接猫に対して去勢手術を行うというようなことは考えておりません。ですので、猫を減らすためには、やはり飼い主のいない猫を特定して、その猫の命を全うさせるだけで、それ以上個体数が増えないように去勢手術、避妊手術を行う。それは県の登録をさせていただいて、制度によって去勢・避妊手術を県が行うということです。

○委員長（三上周治君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤保博君） すみません、あまりにも分からな過ぎでお尋ねするんですけど、市内に活動団体が既に20団体あるということをお聞きしてびっくりしまして、ここの線で囲まれた中のこととお伺いしますが、地域の住民が主体となって、その地域の理解の下、去勢手術をすとか餌のやり方とかふんの処理とかそういうことがもっと根本のことで枠で囲まれているんですけど、保護団体の方は既に地域と一体になって、放し飼いになっている猫のふん尿のやり方とかやっているということですか。それが理解を求められるんですか。

例えば、うちの近辺もいろんな問題があるんですけど、猫をみんなで守ってあげようかという人が4人も5人もいれば、10人ぐらいは猫が嫌で嫌で、さっきも話にあった、ペットボトルをしたり、どうにかして寄れないようにとか追い払ったりしているのが実情で、そんな夢物語みたいなことが進んでいくんでしょうか。地域で一体となつて。言葉は美しいですけど。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 加藤委員おっしゃられるように、この地域猫活動というのは地域の方の中に入って半数以上、例えば10人のグループでやるのであれば半数は地域の方が中心になってそれをやる。なおかつ、その地域の代表者の方、もしくは地域のどなたかにこの活動をするに当たっ

ていいですよという同意なんかをいただいた上で、この活動というのをやっていったり県のほうに登録をするわけなんですけど、必ずしも地域全体がこの活動に理解をして協力をしてくださるわけでもない場合もあるかと思えます。むしろ、この活動を動物の愛護の観点と地域のこういった生活苦情があるからといって、自らがボランティアの中でひっそり活動されている方もいらっしゃいます。

目的としては、猫を動物愛護の観点からこの命を全うさせようということと、やはり一方でそういった生活苦情で、地域の生活環境を脅かすということでこの活動を取り組んでいらっしゃいますので、そのあたりを地域の方にも理解をいただけるように、これからは市のほうもサポートしていきたいと考えてます。

○委員長（三上周治君） いいですか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 地域猫の活動の目的は、要は不妊治療をすることで個体数を自然に減らしていこうという、殺すのは忍びないんで。そこはいいんですけども、先ほどの話にもあったとおり、飼い主がいない猫が地域猫の活動の対象だと思うんですけども、実際には飼い主がいて、放し飼いになっているものが相当数いると思うんです。首輪をつけてそこら辺をふらふらしているのがいっぱいいます。こういったものが正直繁殖しているなあというふうにも見受けられるところがいっぱいあって、そういったところへも、今回の話とは別になってしまうんですけども、団体に助成をしていくのであれば、そういった放し飼いになっている猫を適切な飼い方をしましょうという啓発活動というのをこうした団体にもお願いするという、助成をするからそうしてくださいという条件みたいなものを付けてもいいのかなと思ったので、それが一つ。

今、20団体登録があるということなんですけど、実際に活動をしているものばかりじゃないと思うんです、恐らく。1回登録したらずっと登録されるんじゃないかと思うので、実際に活動している団体がどれぐらいあるかというのは把握されていますでしょうか。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） まず、飼い猫などに対する正しい飼い方については、猫に限らず犬もそうなんですけど、飼い方についてはマナーを守りましょうということで、現在も広報活動を行っておりますが、これを機にしっかりとこういったマナーに対する啓発を行っていきたいと考えております。

それから、20団体の実際の活動状況ですが、現在2回情報交換の場として会議を開催して、活動状況については意見交換をさせていただいたんですが、全てが把握できてるというわけではないので、今後しっかりそのあたりも把握には努めたいと考えております。会議には、20団体のうち13でしたか出席いただいておりますので、おおむねは確認できているかと思えます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員、いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小川委員。

○委員（小川進一君） 地域猫活動、これは団体に対しての支援なんですけど、この保護器の貸与があるということで、これは個人に対しての貸与というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。あと、保護器というのが多分わなだと思うんですけど、市に幾らあるのかをお尋ねいたします。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 保護器の貸与につきましては、地域猫活動団体ということで、県に登録されている団体を対象に貸出しを予定しております。なお、この保護器ですが、ゲージ、猫を入れる箱のようなものをイメージしていただければいいと思うんですけど、わなではなくて、避妊・去勢手術を動物愛護センターのほうでしますので、この間の移送に使うゲージというふうに考えております。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） それでは、個人への貸与はないということで、例えば、家庭で野良猫を保護するというか捕まえたというようなケースがあったら、どこに連絡すればよろしいんですか。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） この地域猫活動自体が飼い主のいない猫、野良猫とほぼイコールなんだと思うのでこれを想定してるんですけど、野良猫を捕まえたなら、市のほうとしても預かるわけにもいきませんし、現状では県の動物愛護センターも猫を預かるということではできません。基本、猫は野生に属すると思うんで、これが生活環境を脅かすようなことがあるということで地域猫活動が一つの有効手段になりますので、猫で様々な課題がある場合には、これを地域として取り組んで対処していくと。

この猫は非常に生活環境に害を及ぼす可能性もあるから何とか取り組まないといけないということで、地域のほうで話し合いをしていただいて、一つの方法として地域猫活動をすれば、市としても県としても後押しができるんで、こういった取組がありますよということを御紹介させていただくと。

ですから、野良猫を捕まえて、例えば環境課のほうの窓口を持ってきて、これを預かってくださいというようなことは、できないというのが現状です。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） 個人的に私の家にも相当な猫が入ってこられるんで非常に困っておるんですけど、中には首輪をつけた飼い猫もおりますし、全くの野良も相当数立ち寄られます。こういう場合は、この団体に連絡をすれば来ていただけるんですかね。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） この地域猫活動団体のそれぞれ活動されてる団体の方針というか活動内容にもよりけりだと思うんですけど、将来的には、例えば飼い主のいない猫が生活環境を脅かす

ということで総合的な対応をしないといけないということになれば、もう少し考えないといけないと思いますが、今小川委員がおっしゃられるようにうちにいろんな猫が来て困るから、その相談をこの地域猫団体に、例えばA地区のこういう団体があるからそこに相談するというのは、なかなか難しいんじゃないかなと考えています。団体がそれはいいですよ、お預かりしますからということであればいいかなと思うんですけど、それを今行政が、例えばその窓口で紹介するというのは難しいかなと考えております。

猫ですので、飼い方も様々で、家から出さないというようなこともあります。それから最近はいくろチップの補助なんかも行ってございまして、個体をしっかり特定するようなことも考えておりますけど、まずはしっかりと飼い主の方のマナーというものを徹底できるように広報していきたいと考えてます。

○委員長（三上周治君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） 続きになるんですけど、やはり飼い主のいる猫といない猫の区別がつかないんですよ、そもそも。だから、さっき言ったマイクロチップの徹底といいますか、飼い主がいる人はそれを必ず埋め込んでもらうみたいな形にしないと、多分地域猫としての活動も難しいんじゃないかと私は思うんです。

今だったらその猫を捕まえることもできないし、殺処分もできないことになると、周りの方で苦情をいっぱい聞いているわけです。家の中に入り込んでふんをする。その辺をごそごそする。飼い主がいなくなったというか、飼い主の人が亡くなって猫だけ残っていることもあるかも分からんし、そもそも飼い主がいない猫って多分捨て猫だと私は思っているんです。そういうマナーとかの徹底をしないと、一向に減らないと思うし、これは地域猫の活動は有意義だと思いますけど、そもそもそこをつくらないというところを徹底しないと、たちごっこになるんじゃないですか。幾らそういう補助を出してその活動を推進しても、やまないと思うんです。それで、捕まえることができない。殺すこともできない。そうしたら、野放し状態ですよ。そうしたら、苦情のほうが多分多くなると思うんです。そこら辺のことも両方でやらないといけないですね。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 小西委員のおっしゃられるように、マナーの徹底、マイクロチップの補助もそうなんですけど、やはり飼い猫に関しては個体の特定、それから飼い猫であるという首輪なり何なりの目印の分かるもの、それから何より飼い方です。どの動物もそうですけど、しっかりマナーを守ってもらって、正しい飼い方をするというような広報についてはしっかりやっていきたいと考えています。

○委員長（三上周治君） いいですか。

加藤委員。

○委員（加藤保博君） すみません、もう一度。

今度議会にかかるので、またそのときにと思ったんですが、助成金を交付されるということですね。避妊とか去勢とかする、費用は主にはそこだと思っんです。餌とかは別として。何万円とかお金がかかるということで。餌でつって捕獲、捕まえんといけんですよね。それをするのに全額出ないところの団体はしてくれないんですか。例えば、猫1匹当たり1万円かかるのを3,000円の助成金では駄目ですか。それは金額のことだからあれですか。

僕、猫嫌いじゃないんですよ。家で飼ってるので。野良猫捕まえて去勢して飼ってる。だから、そこで多額の助成金を出さないと、多分そこまで自腹を切ってはしてくれない。去勢手術費用が助成金として出るんなら、近所の人捕まえた猫をここへ持ってくれば助成金で不妊手術をしてくれるんだとか、いろんな問題が出ると思うんですけど、十分足りるぐらいな助成金なんじゃないでしょうか。もし答えられるんならでいいです。

○委員長（三上周治君） 多分予算に絡むことなんで、今回は駄目ということをお願いします。

（「不妊とか去勢は県がやるの。市がやることじゃないんだ」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 県がするか市がするかは答えても大丈夫だと思いますので、詳細は答えなくていいです。

環境課長。

○環境課長（国府英三君） 避妊・去勢手術につきましては、現状県のほうで行っております。市のほうは考えておりません。

○委員長（三上周治君） 加藤委員。

○委員（加藤保博君） もうそれはいいです。

じゃあ、助成金の交付ですね。この助成金の主な目的ぐらいは答えられる。助成金の使用目的。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 助成金の内容ですが、これにつきまして今後要綱等を作成して具体化していこうとは考えておりますが、そもそもの支援というのは地域猫活動団体の支援のための助成というふうに考えております。

○委員長（三上周治君） そういうことをお願いします。

（「詳しくは言えんのんじゃな」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） はい。他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 先ほど、最初に現在把握している登録は326匹が市内にいるということで、最近のいいんですけど、増えたり減ったりの推移が分かれば教えてください。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 推移なんですけど、令和元年度から手持ち資料を持っているんですけど、

年によって登録される猫の数というのは結構な増減がございまして、例えば令和2年度で言うと151匹の登録になっております。これが令和3年度、令和4年度、令和5年度で言いますと、86匹、58匹、27匹になっております。これは市内だけの数字でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 326匹ということは、これの累計というか、一度去勢手術をしたら見るところに目印をつけているということになると思うんですけど、このうちには亡くなっている猫もいる。あくまで今までの累計が326匹ということですかね。死んじゃってるのは確認できないと思うんですけど、難しいですよ。

結局、この地域猫活動の目的というのが去勢手術をすることで、個体を減らしていくということなので、減らない活動であればなかなか支援をしていいものかどうかというのもありますので、難しいんでしょうけど、聞いておいて何ですけど難しいですね。

現存している個体の把握は難しいですよ。

言いかけたけど、もし何か把握するすべが、まあないと思うんですけど、ありましたら。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） すみません。地域猫の個体数を326匹と申し上げたんですが、この数については、岡山県で総社市の中で地域猫として登録された猫の数を申し上げます。ですので、基本、避妊・去勢手術をして県のほうに登録されている猫の数です。これが生きてるかどうかということに関しては、県の支援がずっと続いているわけではないので、例えば総社市で助成をするに当たっては、改めてその猫がいるかないかという確認作業は行う予定にしております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） すみません、本当に聞き出したら切りがないような質問になるんですけど、活動団体がすること、要はそこへ助成金を出そうとしているんですけど、活動団体は何をするんですか。それを教えてください。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 地域猫活動団体が行っている活動ですが、生活環境被害を起こさないように、まず正しく猫を飼うと。地域の理解を得ながら、ですから例えばふん尿に関しても特定のところするように猫を指導するというか、ふん尿をどこでもしないような飼い方をする。それから、地域にこの猫は地域猫として私たちが飼ってますよというような情報公開といいますか、そういった理解もいただくような活動をしています。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） なかなか理解しにくいんですけど、あまり細かく言ってごめんなさい。地域の人とそういった話をしていく前提、例えば、私と加藤委員とで団体を作ったら、そういう猫の保



護をするんじゃないなくて、指導をしているというようなことですかね。保護して、県へ避妊の手術をしてくださいというようなこともその団体がするんですか。そこら辺がなかなか猫を捕まえるって難しいですけど、そういった具体的な話になったときに、どういったことまでやっていくんか。それに対する支援事業ということですよ、この流れ的には。そこら辺をもうちょっと詳しく。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） すみません、地域猫活動団体、今考えているのは、県に登録された団体ということで考えているんで、県がまずどういった団体を地域猫活動団体と認めているか。これについては、地域が主体となって地域の方が半数以上入った団体であること。2名以上で構成されている団体で、活動責任者がいることなど様々ございます。

そういう中で、この猫を地域猫として登録したいということであれば、その猫を特徴、写真などを添えて県のほうに登録します。その猫を1代だけの命として全うさせるために、例えば避妊手術、去勢手術なども行います。当然、子猫である場合もあるんで、子猫である場合にはきちっと育つように母乳ボランティアみたいな方もいらっしゃるんですけど、きちっと猫を飼う。餌やりもそうですし、登録したからといって、もう放し飼いにして餌もやらないということじゃなく、決まったように餌をやる、それからふん尿もどこでもしないように教育をして、生活被害の起こらないような飼い方をするというところが県のほうで定められています。ルールを決めて飼いましょうと。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） すみません、話がだんだんだんだん細かくなってくるんですけど、今のその地域猫、要は野良猫ですよ。飼い猫じゃないですよ。その野良猫の写真を撮って、この猫は地域で飼うんですよというようなことを登録する。地域で飼うというかその団体が飼っているというか。その猫に対して、教育するのもその団体が、飼い主がおらのじゃから団体が世話せにゃいけんということですね。

それは県へ登録して、去勢手術、避妊手術というようなこともその団体がするというので、そこにお金を拠出してくるというような流れですよ、今の話を聞いていると。

じゃあ、私と加藤委員とで、まあ地域が違うからおえんのでしょうけど、ある一定の地域の中でこの2人で、2人以上じゃったからそういう団体を立ち上げてやるということも、お金の話になったらいけんな、要は先ほど言った地域猫として団体が飼っているようなイメージになるのかなと思うんですけど、野良猫だからそういったことを管理をする、教育するというような言い方をしましたけど、それってだんだん頭が混乱してくるんですけども、できるんですか。

○委員長（三上周治君） 環境水道部長。

○環境水道部長（三宅伸明君） 深見委員の御質問の中には、そういう地域猫の活動の実際の内容で具体的な事例を申し上げますと、地区で言うと日羽地区で実際にあったお話を申し上げます。そこは被災した地域でございました。当時、家も家屋解体されて家がどんどんなくなって、人がいなくなったと。その状況の中で、令和元年とかになって本当に60匹、70匹ぐらいたという事例がござ

いました。私がたまたま前の部署でそういった地域によく入ってたので、何でこんなに猫がいるのかなと思っていましたら、やはり飼い主がいなくなったこと、それからもともと多頭飼いをされてた方がいらっしやいまして、その方が30匹近く飼っていたと。その当時からも非常にその地区の方から、ふん尿被害があるというので非常に困っておられるという苦情を実際私もお聞きしました。

その当時はこの地域猫活動というのを私は全然知らなくて、たまたま今環境水道部でこういう猫の關係のことを知ったわけなんですけれども、その日羽地区の方で地域猫団体をされている方と先般お話をしたんですけれども、実情を申し上げますと、その方が本当にいわゆるボランティアです。60数匹を捕まえ、自らゲージに入れて動物愛護センターに連れてって避妊・去勢手術をして、こっちへ持って帰ってその地域の中で餌をやって、自腹を切って飼っているというのをずっと何年も繰り返して、60何匹、70匹弱なんです。実際に猫は減っていつているような状況です。これはもう顕著に出ています。

これはもうその猫はその地域で全うするという。それから、餌をやることによって、猫ってやっぱり餌をくれるところに来ます。そこで餌をやって、ふん尿についてもその場をつくって、きちっとそこでふん尿をさせるということで、実際にそういう苦情は減りました。

これがまあ、本当に大きな実例でして、私もそれを経験したばかりなんですけれども、結局、こういう地道な活動を本当にボランティアとして皆さんやっている団体が、2回ほど会議を持って13団体の方々とお話をさせていただきました。こういう団体が今後、どんどんいろんな地域に広がって、そういう団体が増えていけば、野良猫が減っていくであろうということがまず一つ。

その方々からやっぱりお声を聞いたのが、餌を自腹を切ってやっていると。県へ連れていくガソリン代はそこまでは請求しないけれども、避妊・去勢手術は引き続き県でやっていただくのであれば、そこは市と県との役割分担をしっかりと、我々ができることとしたら、その餌ですとか砂になるのかおむつシートになるのか、そういった部分で何がしかお手伝いできればなという考えでもって今考えているのがこの地域猫団体への助成というものです。

ですので、こういう地域猫団体として登録するに当たって、やっぱり自治会の中でそれを承認していただくというのが非常に弊害になっている。実際にやってる方々の声を聞くと、あの人猫好きだからそういうのをやるだけなんじゃみたいな、理解がなくてはんこを押してくれないですとか、あそこがやっとなじやったらあの野良猫もあそこへ持ってってあげとか、本当にそういう具体的なお話もいろいろ聞きました。

ですけれども、本当に猫のためを思って地道にやってる方がたくさんいらっしゃるというのも私もお聞きして、これは何がしかやっぱりしていくべきだということを非常に実感したところでございます。ですので、こういう団体が本当に増えていけば、野良猫が減って野良猫同士で子どもが生まれてどんどん増えていくというのがなくなっていく。これを地道にやっていくしかないのかなというのが一つの観点で、今回のこういう助成というものを考えている次第でございます。

以上です。

(「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) これをもって、質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時7分

再開 午前11時17分

○委員長(三上周治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の(3)、上水道事業の現状と今後の見通しについて当局の報告を願います。

上水道課長。

○上水道課長(浅野竜治君) 失礼いたします。

それでは、続きまして3、上水道事業の現状と今後の見通しについて御説明申し上げます。

資料3、8ページをお開きください。

まず、総社市の水道事業の概況について御説明申し上げます。

水道事業は、昭和30年に創設され、給水区域は大きく分けて川東、川西、山手、清音、昭和の5地区に区分されており、総社市内の井戸から取れる水と岡山県広域水道企業団から購入している水を合わせて1日当たり約2万立方メートルの水を市民に供給されております。

稼働しております水源地は5箇所、配水池は27池あり、管路の総延長は約700kmとなっており、施設や管路は徐々に老朽化しており、今後も継続して安定した水道水を供給するために、施設や管路の更新を行っているところでございます。

8ページの下側に、上水道事業に係る令和3年度、令和4年度の主な指標等について掲載いたしておりますが、特に重要な指標を御説明させていただきます。

まず、上から4番目でございます有収率でございます。これは給水がいかに関率的に行われているかを示すもので、令和4年度では89.19%でございます。ちなみに、令和3年度になりますが、岡山県の平均が89.6%になっております。

次に、中ほどでございます基幹管路耐震化率でございますが、一定以上の口径で重要な管がどの程度耐震化できているかを示すものでございまして、令和4年度が27.43%、こちらも令和3年度になりますが岡山県の平均は25.6%になっております。

そこから二つ下にあります基幹管路経年化率は、管路布設後40年を経過した管の割合を示すものでございます。

それから、下の表の下側の三つの指標につきまして、1立方メートル当たりの給水に係る費用、つまり販売原価がどの程度の給水収益で賄われているかを示す数値が資金回収率となります。令和4年度では100.26%になっております。この数値が100%を下回ると、いわゆる原価割れというこ

とになってしましまして、水道だけの事業、水道の収益だけで見ると、水を供給すればするほど経営が悪くなるといった状況になるものでございます。

続きまして、水道料金について御説明しますので、9ページのほうを御覧ください。

総社市の家庭用料金と県内の水道事業体の料金について掲載しております。

総社市は、令和3年度末時点では、県内の中では少し安いほうのグループという状況になっています。この表は、口径13mmでの比較でございますが、口径20mmにおいてもほぼ同じ状況でございます。

次に、10ページをお開きください。

経営状況等についてでございますが、上側のグラフは総社市の人口と純利益の推移を示しております。多くの自治体で人口が減少している中で、総社市におきましては、令和2年度以降、ほぼ横ばいで推移しているものの、純利益は令和3年度以降、減少の傾向となっております。主な要因としましては、諸材料費の高騰や修繕費の増加等によるものと考えております。

10ページの下のほうに写真を何点か入れさせていただいてます。左上のほうにダクティル鑄鉄管ということ、これは耐震管になります。柔軟性に富んでまして、地震とかが起きても継ぎ目が外れにくいといった構造のものでございます。

続いて、11ページを御覧ください。

このグラフは、工事請負費に占める老朽管改良工事の額を示しております。平成27年度は約6億円だった工事請負費が、令和4年度には約16億円となっておりますが、工事請負費に占める老朽管工事は年々減少しており、令和4年度は8,000万円程度となっております。これは、今後発注する更新事業や維持管理事業を対象にできるよう、水源池及び配水池の新設、整備に取り組んでいるためでございます。

この大型事業でございますが、令和6年度にかけて工事を完成し、諸準備を経て、早ければ令和6年度後半には供用開始できる計画となっております。今後は老朽管改良工事もしっかりと力を入れ、老朽管更新のほうを進めていきたいと考えております。

その下側には、今回の大型事業の中心であります小寺低区配水池と井尻野の東部第5水源地の様子を参考に掲載しています。

続きまして、12ページをお開きください。

今後の主要な更新等の工事計画についてでございますが、施設更新については先ほど申し上げました小寺低区配水池と東部第5水源地の供用開始の予定が令和6年度中となっております。

令和7年度以降での代表的な施設更新は、久代配水池と三輪山配水池の築造工事を実施予定としているところでございます。

老朽管更新については、口径の大きさや漏水事故の発生状況などから優先順位を考え計画しておりますが、現時点では令和9年度までに記載のとおり実施する予定といたしております。高度経済成長期以降、急ピッチで進めてきた水道管が現在次々に耐用年数を過ぎているため、老朽化率は

年々増加しており、毎年着実に更新していくことが求められているところでございます。

それでは、最後に13ページを御覧ください。

今後の見通しでございますが、懸案事項等も含めまして、6点そちらのほうに記載させていただいております。

主なものとして2点御説明申し上げます。

まず、1点目ですが、水道事業の国の所管が令和6年4月に厚生労働省から国土交通省、一部は環境省に移管されることとなります。これを契機として、水道の広域化の議論が進展することが予想されることとございます。

2点目としましては、人口が減少するとなると、当然水道使用量が減ります。イコール水道収益の減ということになります。しかし、安全な水を供給するための管理コストは、電気代、諸材料費を中心に高騰しているため、費用の増加となり、一層厳しい経営状況となる見込みでございます。

水道は生活の中で必要不可欠なものであるため、居住されている人がいる限り、衛生的な水道水を届ける必要がございます。総社市は今のところ大きな人口減少はないものの、諸物価の高騰、さらには今後の老朽管更新、耐震化や施設更新に係る減価償却費も増加する見込みであり、今後も安定した水道の供給を続けるためには、現行の給水収益では賄い切れない時期が近づいているのではないかと考えております。

下側のグラフにつきましては企業債残高の推移でございまして、令和4年度に大きく伸びていることがお分かりいただけると思います。これは小寺低区配水池と井尻野東部第5水源地築造に係る借入金が多かったためでございます。

その下に過去の料金改定の経緯をお示ししております。

説明は以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） すみません、分からなかったんで教えてほしいんですけども、有収率についてなんですけども、配水量というのは家庭に配る水の量、給水量というのは川から引いてくる量という意味ですか。

もう一個、最終的に有収率というのが100%じゃないということは、水が足りていないとかそういう意味合いなのか教えてください。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 太田委員の御質問にお答えいたします。

年間総配水量というのは、要するに水源から出た量の総数のことで、年間総給水量というのが各御家庭等に給水された量でございます。ですので、この有収率というのは、結局水をどれだけ水道料金等の対価となるお水を各家庭に届けられるかという数値でございまして、100%に近いほど無

駄に水を、漏水等で使っていない、有効利用できているかということです。大体90%ということで、基本的には平均的なところなんですけれども、どうしても地質等の関係、もしくは場合によっては漏水、幾らか漏れているようなことがあるかもしれません。それから管の中でも、送水中に幾らかは乾燥により水量が減ってしまうこともあります。どうしても。これは量はそう多くないと思いますが、そういったところから水源地の水全てが100%各家庭に行き届くわけではないということでございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 8ページの表の中なんですけれども、下から四つ目、基幹管路の経年化率が去年に比べて上がっている。ということは、老朽管の更新が追いついていないということなんですけれども、これは後に説明があったように今施設の更新を優先しているからということで、それが終わればこれはどんどん解消されていくというふうに考えてよろしいでしょうか。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 荒木委員の御質問にお答えします。

経年化率は4%、令和3年度から令和4年度までに上がっております。いわゆる更新する以上に経年化、40年を迎えるものが結局多いということになるんですけれども、予算とマンパワーの関係で、できる限りは進めていきたいとは考えておりますが、劇的に上げていくのは難しいんですが、こういったことも勘案すると、今後水道収益的には改良事業というのは多く要りますので、いろいろな財源等については検討していかないといけないと思います。

以上です。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） ということは、これは財源とかマンパワーのせいであって、施設の更新を先にしているから、まあそれも財源のことなんですけれども、今料金回収率は徐々に100%に近づいてきて、販売原価が高くなっておるんで上げなきゃしょうがないんでしょうけど、ここを変えていくことでこの更新、経年化率も下げてゼロ%に近づけることができるという解釈でよろしいですかね。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 荒木委員の質問に再度お答えします。

この老朽管まで一気にできれば、当然これはゼロ%にどんどん近づいていくということになります。実際、これはやっても老朽管比率も上がってきている。年数がたってますんで、徐々にですけれども、これは下げていくようには努力していきたいと考えています。

○委員長（三上周治君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） もう一個教えていただきたいのが、今後の水道事業の見通しというところで、国土交通省に移管されて広域化すると言われましたけれども、広域化というのはどのぐらいまで広域化するような予定があるのか教えてください。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 広域化についてですけども、この広域化の議論はもう10年ぐらい前から始まったものですが、どういったグループで広域化していくかというのは、具体はまだ決まっておられません。

平成30年、水道法が改正されて、都道府県が中心となってこの広域化を進めていくというような方針が出されています。ただ、岡山県内の状況で見ますと、9ページの水道料金の表を見ていただければ分かるんですが、大体県北の人口の減少が著しい市町村は、基本的に水道料金が高いです。ですので、上のほうにあります。逆に、やはり下側にある市町村は、ある程度、県北に比べて経営悪化している状況は緩やかでございます。広域化するとすると、結局県全体ですとか、企業団の中で広域化するとかいろいろあると思うんですが、やはり料金の格差が結構あって、総社市ももし広域化となると、例えば今以上に料金改定が必要、値上がりするといったことも考えられますし、なかなか県のほうでもまだ統一が図れていないという状況でございます。

ただ、先ほど4月から国土交通省のほうに水道事業が移管されるということで、もしかするとこの広域化というのは一層話が加速度的に進んでいく可能性もあるなどは考えております。

ですので、今後ある意味長期的な観点から研究というか検討していかないといけないことだと考えております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） 今回の能登半島の地震を受けて、まだ断水が続いているところが結構あるんですけど、それを受けて、今回総社市でも例えば水源地であるとか配水の元のほうです、耐震化を考えると、新たな具体的な対策とか今後こうしていきたいとか、というのが何かありましたら教えていただけますか。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 小西副委員長の御質問にお答えいたします。

今回の令和6年能登半島地震によって、断水が長期化しておりますけれども、今たちまち実行に移してこれをやろうというものは無いんですが、先ほど話がありましたように大型事業のほうで令和6年度前半ぐらいにかけて終了する見込みですので、その後については老朽管更新を、今老朽管

更新をすると基本的には耐震管を入れていきますので、そういったものについてはできる限りのことは進めていかないといけないというのは課内でも話ができいております。ですので、具体的には今はございません。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 分かりました。

地震の現状を見てますと、多分飲み水はいろんなところから給水車が来たりして確保できたんですけど、やはり下水道のほうが一番問題になっていて、生活排水とかその辺が、もし今総社市であれぐらいの規模の地震の余波を受けたときに、具体的にすぐ何かできるようなものもある程度は考えておかんといけんのかなと思うんですけど。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長、今日は上水道。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） はい、すみません。上水道のほうもそうですけどね。何かあれば。

○委員長（三上周治君） 何かありますか。

なければいいですよ、管轄外ですから。

他に質疑はありませんか。

深見委員。

○委員（深見昌宏君） すみません、いろいろこの状況を見てますと、これは年々老朽化していく。今後、更新が進んでいけば老朽管のパーセンテージが減っていくんでしょうけど、当然そこにはお金がかかって、単体事業として水道料金を上げざるを得んかなというようなところでしょうし、それをしなかったら、そこへーからお金を投入していくという。そういう計画がある程度示されているんで、地震のことを言われてましたけど、今後老朽化するところを早く更新していけるように計画を立てていただいているんだろうと思うんです。

そういうことを踏まえて、先ほど地域別のが載ってましたけど、今後そういうところをもうちょっと細かくやっていっていただきたいなというふうな希望なんですけど、要はその老朽管に対して新しくしていく率を上げていけるかどうか。その見通しはどうか。そこの見通しはどうか。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 深見委員の御質問にお答えします。

今までどおりのペースでやっていくのであれば、大型事業も一段落置くということでもいいんですけども、老朽管を耐震管化していくというようなことになってそれを今まで以上にやっていくとなると、やはり財源というのが当然必要になってこようかと思えます。先ほど資金回収率も御説明させていただきましたが、かなりもう原価割れに近い状態になってきているということもありますし、やはり安定した水道水をお届けするというのは、質を落とす訳にはいきませんので、コストはかかるわけですから、やはりその上で漏水事故等を減らすためにも、老朽管の回収率を上げるためにも、いつかはではありませんけれども値上げは当然考えていかなければいけないとは思っており



ます。

以上です。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） その答えを聞きたかったわけではなく、多分流的には料金を上げざるを得んのじゃろなということは薄々分かっているんですけど、要は今後、耐震化に向けて何かあったときに供給率を減らさないようにという計画はしっかり持っておいてくださいということと、今までは産業建設委員会の中でも水道のことってあまり話をされていないと思うんです。今後、この間能登の地震が起こったように、水道って、水って本当に大切なものだと思うんです。そういったことを踏まえて、しっかり今後の計画を立てていっていただきたいなという思いです。これはもう返答はよろしいですから。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小川委員。

○委員（小川進一君） 老朽管の更新についてなんですが、耐用年数が40年ということで、ここで老朽管の更新について4地区をあげた下に、その他で管路の状況や口径により優先順位づけを行い、計画的に更新しているというふうになっておりますが、耐用年数が過ぎておっても、正常に利用できる管もあると思うんで、これはどういう方法で優先順位をつけているのか教えていただきたい。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 老朽管更新の計画についてになりますけれども、主には4地区をあげさせていただいてますが、管路の状態や口径によるということで、法定耐用年数は40年、どの管においても基本的に40年になっています。40年たたないうちに、場合によっては10年、20年でも損傷する場合がありますし、今40年ですけれども、現状入れているような管ですと大体1.5倍はもう大丈夫、60年は大丈夫だろうと言われてるんです。これも本当に状況によりけりで、漏水事故等による修繕などを市内各地でやっているんですが、そういった状況を見ながら、この管は危ないとか更新時期に近づいているとかそういったことを確認しながら、順位づけをしているところでございます。

口径というのは、基本的には基幹管路、重要な管、大体20mm以上のような管については、極力早めに優先順位を上げてやっていこうということでございます。

今回、令和6年能登半島地震においても、各戸への給水管もですけど、基本的に本管と配水池が損傷でやられているところがあります。水がためられない、そして水が出ないというような状況がございますので、まずは本管、こういったところを中心にやっていきたいと考えています。

基本的には漏水調査も委託してしまして、そのあたり事前予防保全というんでしょうか、そういうことで早め早めに対応はしていきたいというふうにはしております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） 漏水調査のお話が出ましたが、以前は漏水は耳で調べておったんですが、現在はロボットを管に走らせたり、AIを使って予測したりしておるんですが、総社市もそういう委託の仕方をされておるんですか。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 漏水調査の方法でございますが、現状は探知機というか、耳に当てて確認はしておるんですが、今おっしゃるようにAI診断というのがかなり先進地では進んでいるということでございます。いろんなデータを組み合わせてAI診断し、漏水箇所を早めに見つける。そういったことについても検討を今しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） それを早くやれば、漏水率も減ってくるので、さっき水道料金の話が出ましたが、それも押さえられるんじゃないかなという。まあ、よろしく願います。

○委員長（三上周治君） 答弁はよろしい。

太田委員。

○委員（太田善介君） あと教えてほしいのが、償還金の話なんですけども、これって基本的に水道料金で償還していくという話でしたか。それとも、下水道と組み合わせて返していくのでしょうか。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 企業債の償還につきましては、基本的には水道料金で償還していくと。それから、当然前年からの収益がありましたら、更新費用に充てますけども、そういった中で償還をやっているということです。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 先ほどの償還金残高のところにも関わるんですが、令和4年度、企業債の発行がぐっと増えているんですが、令和4年度の決算書を見る限りでは工事請負費が増えているということで、景気とか資材費の都合だと思うんですけども、当然令和5年度の決算はまだまだ先なんですが、これはこの状況は続いていくというふうな見通しなんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 企業債残高についてのことでございますが、令和4年度につきましては先ほど御説明させていただきました小寺低区配水池、それから東部第5水源地の関係で増えているという状況でございます。それから、現在今工事のほうはやっています。令和5年度においても借入残高は増えるだろうとは考えております。

これはもうバランスの問題になるんですが、こういった企業債を借りずに事業運営をしようとすると、どうしても老朽管更新等にも支障が出てくるというようなことですので、その辺はバランスを取りながらですけれども、水道料金の適正化というのも今後よく考えていく必要があると思いますので、そういった中でこの企業債残高とのバランスといったことはよく考えながら水道事業の運営を続けていかないといけないと考えております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） であれば水道料金等を引き上げていかないと、今後はどんどん増加していくような見通しであるということでもいいんですね。

○委員長（三上周治君） 上水道課長。

○上水道課長（浅野竜治君） 水道事業については基本的には独立採算事業ということですので、水道収益はいつかの時点では改定していかないとこの残高は減ってはいかないということになります。ですので、先ほど申しましたようにバランスは注視して執行していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の報告事項は全て終了いたしました。

これをもって、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時50分